

## 審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：第24条第2項
處 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間の延長
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項（国際競技の参加外国人の所持許可期間の延長） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</p>
標 準 处 理 期 間：2日。ただし、行政庁の休日は含まない。
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：